

(契約書書式例)

構内除雪業務契約書

1 委託業務の名称
構内除雪業務

2 委託業務期間
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

3 委託業務の実施場所
別記「構内除雪業務仕様書」のとおり

4 契約単価

機種名	除雪単価（1時間当たり）
除雪ドーザ運転 ホイール型 8～9 t 級	金 円／時間 (うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円)

5 契約保証金 金 円 又は 免除する
※契約保証の方法により記載

岩手県（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、上記の業務を委託することについて、次のとおり契約を締結する。

(総則)

第1条 受注者は、構内除雪業務（以下「委託業務」という。）をこの契約書及び構内除雪業務仕様書（別記）に基づいて誠実に履行するものとする。

(実施に関する指示)

第2条 発注者は、受注者に対して委託業務の実施に関し、必要な事項を指示することがある。
2 受注者は、委託業務の実施に関し、必要があると認める場合は、発注者の指示を受けるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第3条 受注者は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を発注者の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。
2 前項ただし書きに基づいて受注者が売掛債権の譲渡を行った場合、発注者の対価の支払による弁済の効力は、発注者が、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第38条第2項に基づき、会計管理者に支出負担行為の確認をした旨の通知を行った時点で生ずるものとする。

3 受注者は、第三者に債務の弁済を行わせないものとする。

(再委託等の禁止)

第4条 受注者は、委託業務の全部、又は一部の処理を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た時はこの限りでない。

(委託業務の内容の変更、中止等)

第5条 発注者は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、若しくはこれを一時中止することができる。

2 前項の場合において、委託料又は委託業務期間を変更するときは、発注者、受注者協議して書面により定めるものとする。

(損害賠償)

第6条 委託業務の完了前に発生した損害（第三者に及ぼした場合も含む）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責に帰すべき理由による場合は発注者が負担する。

(完了報告及び検査)

第7条 受注者は、各月の委託業務が完了したときは、遅滞なく発注者に該当月の除雪業務完了報告書（様式第1号）及び除雪作業実績調書（様式第2号）を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による書類を受理したときは、その日から10日以内に業務の完了のための検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果、不合格となり補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

(委託料の請求及び支払)

第8条 受注者は、前条の検査に合格した後に、除雪業務委託料請求書（様式第3号）により、発注者に対し委託料の請求をするものとする。

2 請求額は、契約単価に該当月の総除雪作業時間を乗じた額を支払うものとし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

3 総除雪作業時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数が30分以上の時は0.5時間とし、その端数が30分未満のときは切り捨てるものとする。

4 発注者は、請求書を受理したときは、その日から30日（以下「約定期間」という。）以内に委託料を支払わなければならない。

(検査の遅延)

第9条 発注者がその責に帰すべき理由により第7条第2項の期間内に検査をしないときは、その期間を経過した日から検査した日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとする。

(支払遅延利息)

第10条 発注者はその責に帰すべき理由により、約定期間内に委託料を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払額に対して年利2.7パーセントの割合で計算した遅延利息を受注者に支払うものとする。

ただし、その額が100円未満であるときは、これを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

(発注者の解除権)

第11条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、その責に帰すべき理由により、この契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき
- (2) 契約締結若しくは業務の実施について、受注者に不正行為があったとき
- (3) 受注者が正当な理由なくして、この契約の各条項に違反したとき
- (4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(受注者解除権)

第12条 受注者は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 委託業務の変更に伴い、委託金額が当初の委託金額の3分の1以下となるとき
- (2) 第5条第1項の規定による委託業務の中止期間が委託業務期間の2分の1を超えたとき
- (3) 発注者が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき

(契約解除の場合における委託料の返還)

第13条 受注者は、第11条の規定によりこの契約を解除された場合において、すでに委託料の支払いがなされているときは、発注者の定めるところにより委託料を返還するものとする。

2 受注者は、前項の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを発注者の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年利2.7パーセントの割合で計算した延滞金を発注者に支払わなければならない。

(契約解除の場合における損害賠償金)

第14条 受注者は、第11条の規定によりこの契約を解除された場合はこれによって生じた発注者の損害を賠償しなければならない。

2 発注者は、第12条の規定によりこの契約を解除された場合はこれによって生じた受注者の損害を賠償しなければならない。

3 前各号の賠償額は、発注者、受注者、協議して定める。

(不当介入に対する措置)

第15条 受注者は、受注者又はこの契約における下請契約等の相手方が暴力団等から不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は発注者に報告し、及び警察にも通報しなければならない。

(秘密の保持)

第16条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(補則)

第17条 この契約に定めのない事項、又はこの契約について疑義が生じたときは、発注者、受注者協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

発注者 岩手県
契約担当者
花巻市北湯口第2地割82番1
岩手県立総合教育センター
所長 藤岡宏章

受注者 所在地
商号又は名称
代表者の氏名